

2024年8月30日

お客さま各位

西日本シティ銀行

令和6年台風第10号に伴う災害により被害にあわれたお客さまへの
預金払戻し等の対応について

令和6年台風第10号に伴う災害により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、今回被害にあわれたお客さまの預金払い戻し等について、下記のとおり対応しますので、お知らせします。

被害にあわれた皆さま方の一日も早い災害復旧をお祈り申し上げます。

記

1. 預金の通帳・証書・お届け印等をなくされた場合は、預金者ご本人さまであることを確認のうえ、払戻し等の手続きをとらせていただきます。
2. 定期預金などの期限前払戻しにつきましても、ご相談を承ります。
3. 預金の通帳・証書・キャッシュカード等の再発行が必要な場合は、再発行手数料はいただきません。
4. 災害のため、支払期日が経過した手形については、窓口にご相談ください。
5. 損傷・汚損した日本銀行券や貨幣の引換えに応じます。
6. 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資は、窓口にご相談ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 TEL 092-476-2301